

令和2年度川越市食品衛生監視指導計画（案）に対するご意見と本市の考え方について

令和2年度川越市食品衛生監視指導計画（案）につきまして、令和2年1月20日から令和2年2月18日までの間ご意見を募集したところ、2名（1名、1団体）の方からご意見をいただきました。貴重なご意見ありがとうございました。提出されたご意見及びそれに対する本市の考え方をとりまとめましたので、お知らせします。

項目		意見の概要	意見に対する市の考え方
第3 監視指導の実施体制等に関する事項	4 埼玉県、さいたま市、越谷市、川口市等との連携	食品衛生の情報及び悪質の食品表示の情報を提供するため、都道府県、政令市、中核市の保健所に情報提供や、連携体制を図るよう、記載してください。	ご指摘の埼玉県を始めとする関係機関との連携につきましては、3ページの「第3 監視指導の実施体制等に関する事項」において記載しているところではございますが、今後も継続して、関係機関等との連絡を密にして、食品衛生監視指導を行ってまいります。
		埼玉県をはじめ、関係機関との連携確保は食品の安全を確保するうえでは重要であり、計画されている内容をしっかり進めていただくことをお願いします。	
第5 計画の実施状況等の公表及び普及啓発事業の実施	2 普及啓発事業	食の安全確保においては、消費者も含めたリスクコミュニケーションが大切となります。リスクコミュニケーションの実施や学習会、研修会等については、回数や参加規模等明示し、計画的に進めていただくようお願いします。	本市のリスクコミュニケーションにつきましては、19ページの「第5 計画の実施状況等の公表及び普及啓発事業の実施 2 普及啓発事業」において記載しておりますが、ご意見を

			参考にしながら、今後、検討してまいります。
		消費者教育の一環として、児童・生徒・学生を対象とした開催を積極的に進めていただくよう要望します。	計画に明記はしていませんが、児童・生徒・学生を対象とした出前講座等を進めていきたいと考えております。
		HACCPについて、消費者にもわかりやすく伝える取り組みをお願いします。	ご意見を参考に、あらゆる機会を通じ、普及を行ってまいります。
第7 食品等事業者の自主的衛生管理の推進	3 HACCP 導入の推進	平成30年の食品衛生法改正により、HACCPに沿った衛生管理が義務化されます。食品事業者には中小事業者も多いことから、引き続き事業者向け講習会を実施するなど、実効性を高めるための支援をお願いします。また、食の安全確保は、HACCPに限らず、食品を利用する消費者の理解も必要です。	HACCPに沿った衛生管理の普及啓発及び導入につきましては、22ページ「第7 食品等事業者の自主的衛生管理の推進」において、方針を記載しておりますが、中小事業者を含めた食品事業者に対し、監視指導時、許可申請時等に食品等事業者の業種、業態規模、HACCPに沿った衛生管理の実施状況等を確認し、施設に応じた助言、指導等を行ってまいります。 併せて、引き続き、食品等事業者に対する講習会を実施するとともに消費者への啓発も行ってまいります。

<p>第 8 食品衛生に係る 人材育成・資質向上等</p>	<p>1 食品衛生監視員等 の資質向上</p>	<p>新型コロナウイルス感染の不安が広がる中、食の安全とあわせて公衆衛生上も要となる保健所における人員確保・体制強化と、中長期的な人材育成をお願いします。</p>	<p>ご指摘のように、保健所における人員確保、体制強化は、計画には明記はしてありませんが、取り組むべき課題ととらえております。</p> <p>また、人材育成については、24 ページ「第 8 食品衛生に係る人材育成・資質向上等 1 食品衛生監視員等の資質向上」に記載しているところではございますが、継続して取り組んでまいります。</p>
-----------------------------------	-----------------------------	---	---